

広聴特別委員会記録

令和4年9月22日

【開催日】 令和4年9月22日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時20分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	岡山明
委員	中島好人	委員	長谷川知司
委員	古豊和恵	委員	松尾数則
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	島津克則
------	------	-------	------

【審査内容】

- 1 市議会モニター制度について
- 2 その他

午前10時 開会

矢田松夫委員長 ただいまより広聴特別委員会を開会いたします。本日の付議事項については、お手元に配付してある内容に沿って議論していきます。一つについては、市議会モニター制度についてであります。いろんな御意見がありますし、今日は、そういった御意見についてまとめていきたいということでもありますので、皆さん方の積極的な御意見を頂きたいと思っております。一つにはモニターに求める意見で、議会の活動及び運営に関する意見について、広聴特別委員会の統一的なまとめをしていきたいと思っております。基本的にモニターに求める意見については、議会の活動及び運営、いわゆる議会活動のチェックをしていただくのが本来のモニターの皆さん方の職務であるということでもまとめていきたいんですが、

皆さん方の御意見を頂きたいと思います。

長谷川知司委員 やはり基本に戻りまして、議会の活動や運営に関する意見と
いうことをメインでやっていけばいいと思います。

中島好人委員 やはり議員同士ではどうしても気付かない点があると思うんで
す。その辺で外部から議会への提言というか、それをしてもらうことによ
って、より良い山陽小野田市議会を作り上げていく。僕ら自身もそう
だけど、モニターと一緒にあって、そういう取組をしていける場となれ
ばいいかなと私は思います。

吉永美子委員 皆さんと一緒に、山陽小野田市議会モニター設置要綱第1条に、
「山陽小野田市議会の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取
し、反映させることにより、市民とともに歩み、市民からより信頼され
る議会となるため市議会モニターを設置する」とありますように、市議
会の活動及び運営に関して意見を頂き、反映させていくということが設
置の目的ですので、正に活動と運営に対して御意見を頂くということ
です。

岡山明副委員長 私も今の話を聞いたように、議会の活動、運営に関する意見
をモニターから聞くという状況の中で、議案、政策に対する意見は、ち
よつといかがなものかという状況です。あくまでも議会の活動、運営に
関する意見をモニターからお聞きするという趣旨の下で、私は進めたい
と思っております。

中島好人委員 後の議題になるかも分かりませんが、この9月議会が終わ
ったら意見交換会が計画されていますけども、その際に新しいモニター
もおられるんで、今の意義ですか、この辺は最初に司会者なり、委員長
なりが、ちゃんと話したほうがいいかなと思います。

矢田松夫委員長 事前にそのことを出席されたモニターの皆さん方に伝えておくと。吉永委員が言われたように第1条の設置要綱の目的に沿って、皆さん方に理解を求めるといふことにしていきたいと思ひます。

古豊和恵委員 やはり自分たちでは気付かないことも多いと思ひるので、自分たちで気付かないこと、気付くことができない議会に対する意見をしっかりと申ひていただければと思ひます。

矢田松夫委員長 そのように進めていきます。二つ目は、皆さん方が出された、聴取した意見はどのように扱ふのかということであります。これはもう既に議論してきたように定例議会終了後、今回で申ひば9月29、30日で意見を聴取するということであります。ほかには皆さん方のほうで、取扱いについて、大体流れは、今申ひたように29、30日にモニターの皆さん方に、午後と夕方に集まっひいただき、その中で職務に沿って意見を頂く。それが済めば、翌月の中旬頃の委員会では意見交換会の報告をさせるとか、いろいろ今後の手続がありますけれど、基本的にそういうことではいいですか。（「はい」と申ひる者あり）そのようにしていきたいと思ひます。後ほど公開の関係はありますけれど、もらっひ内容について、どう申ひうふうにしていくかという一番大きな問題がここにあるわけでは申ひますが、意見交換会の内容をどのように公開していくのかということについて、最終的なまとめを皆さん方に頂きたい。これまでのまとめについては、市民懇談会形式で行ひ、報告書を公開していきます。ただし、個人名が特定されるような記載についてはしなひ。ここまで決めておりました。そこで皆さん方に意見交換の内容をホームページに公開することを、今私が申ひた内容で公開していくのか、いやまだ違ふ方向があるのか。これについて御意見を頂きたいと思ひます。

吉永美子委員 委員長が申ひられましたように市民懇談会の様式を活用いたしましして、個人名を出さなひ。また個人が限定されるような記載はしなひということでは申ひ、報告書を作っひて、それを積極的に公開することは必要だと

思います。

矢田松夫委員長 積極的に公開していくということですね。

長谷川知司委員 様式も市民懇談会に準じて、同じような様式で行くというほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 今日はお手元に様式というんですか、素案を皆さん方に示しております。意見交換会の報告書です。開催日時とか開催の場所、参加モニターの人数、参加議員、そして、意見交換会の主な内容を要点筆記で皆さん方の意見を掲載していく。さらに今後検討すべき意見をそこにまとめていく。あるいは各委員会で更に議論していく意見等についても掲載していくということできたいと思いますが、公開はそういうことでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから次に文書による意見提出の取扱いについてであります。文書による意見については受け付けるということを決めておりました。それでは意見の取扱いです。例えば、随時受け付けていくのか。あるいは、本会議終了後に開催されます意見交換会のときに意見を出していただく。どうでしょうか。

松尾数則委員 以前、随時受け付けるという話だったんじゃないんですか。

矢田松夫委員長 基本的には受け付けます。

中島好人委員 今までと違って、定例会ごとに年4回の意見交換会を行うという形を取られたのは、対面して議論を交わしていくというか、その重要性ということでした。しかし、文書を受け付けないということではできないわけですが、僕はその文書が議会運営に関わって、非常に大事な点もあるし、また、これはきちっと論議したほうがいい場合もあるだろうし、中身によるわけです。例えば文書で出した人がモニターとの意見交換会のときに参加して、もっと詳しく聞く場合もあるし、

また早く委員会に振り分けていかななくてはいけない面もあるし、その辺は委員会の中で協議して、対応を考えたほうがいいかなと思います。

矢田松夫委員長 基本的には文書による意見の受付をする。では、どのような受付方をするのか。1年を通してやるのか、あるいは意見交換会の直前になって出していただくのか。基本的には1年中でも僕は構わんと思うんです。ただ、それをいつ締め切って、どのように議論していくかというのが大事であります。そうしたら、意見交換会の直前ぐらいに、職務を全うされたことについての意見と思うんですよ。この先のことについては、どのような意見が出るか分かりませんが、当面は、皆さん方が視聴し、あるいは見聞きした内容について、議会の活動について意見を出してもらおうわけですから。

松尾数則委員 議会の活動ということになると、基本的にはいろいろな世間の流れとか、そういう流れから出てくる意見もあるかもしれないので、僕は随時受け付けるべきではないかなと思っていますし、その辺の判断は、意見交換会の中でやっていくという形でいいんじゃないですか。

矢田松夫委員長 ほかにないですか。1年間通して受け付けるのか、活動を視聴し、そして見て、その状況を意見に出していくのか。

中島好人委員 どっちかと言われれば随時受け付ける。これはモニターだろうと何だろうと、文書で来たら受け付けないというわけにいかないんだから、どっちかと聞かれたら、随時受け付けるべきだと思います。

岡山明副委員長 事務局に確認したいんです。この要件というのは、どういう扱いなんですか。定例会ごとという話ですか。

矢田松夫委員長 定例会ごとは決まっています。

島津議会事務局次長 定例会ごとというのが分からないんですけど、モニター意見が随時出てきます。今まで委員会で出てきたのは、意見交換会前までに出てきた意見については、その意見交換会の際に取り扱うというような話だったと思います。基本的に定例会終了後に開催される意見交換会までを一つの区切りとして、取り扱っていくようになるのかなと思います。

岡山明副委員長 今の話からすると、定例会終了後に意見交換会をやるんで、出される書類に関しても、あくまでも定例会ごとの意見交換会で、そこでスタートじゃないですが、終了というのはおかしいけど、定例会ごとの意見交換会での区切りはあるということですよ。

島津議会事務局次長 皆さんがそこで区切りと決定されれば、区切りとなります。

矢田松夫委員長 それでは松尾委員からも中島委員からも言われましたように、基本的には随時受け付ける。受け付けた意見については、直近の意見交換会の中で、提出された内容について御意見を頂くということでもいいですか。

吉永美子委員 以前の話では、出されたモニターが出席された意見交換会に出すということではなかったでしょうか。

矢田松夫委員長 もう一度言いますが、出されたモニターが出席したときに説明し、協議していく、意見交換していくということでもいいですか。

長谷川知司委員 出された方が都合で出られない場合は、3か月後のときにやるということですか。

矢田松夫委員長 そうですね。大事な意見でありますので、欠席したからとい

って廃棄するということはやめて、次のときに意見を頂く。内容によって時間的に古いとか新しいとかがありますけれど、そういう場合は、委員会の中で議論していく。まず、頂いた意見を議論していくということも大事だと思います。そのようにしていきたいと思います。

中島好人委員 基本的に対面でいろいろ論議しあって、より良い内容にしていくというのが基本ですけど、今言われたように、出られないというときに、また次かという内容になると、そういう場合もあろうし、全体に関わって、3か月も4か月も先延ばしにせずに、文書による意見は、判断して、全体で振り分けていくなり、対応を考えていかななくてはいけない内容もあろうかと思うんです。それは、委員会の中で、きちっと方向性を示すべきではないかなというふうに思います。

矢田松夫委員長 それでは文書による意見に対しては、事前に協議していくと。緊急性があるものもあるかもしれんし、次の3か月のもあるかもしれんし、そういったことについては、委員会の中で対応を決めていく。そういうふうにしていきたいと思います。

吉永美子委員 随時受付はするんですけど、極端な話、今度29、30日に意見交換会を行います。28日に出た分まで受け付けるのかというところが、委員会の中で協議うんぬんとあると、日にち的に難しいと思います。私は、本会議最終日までと決めておいたほうが、日にちが少しあると思います。意見です。

長谷川知司委員 私も吉永委員と同じ意見です。本会議最終日までを一つの区切りとしたほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 それでは随時受付、締切りについては、本会議最終日までということですが、内容的には、緊急性もあるので、その都度、委員会の中で、協議していくことにしていきたいと思います。ちょっと休憩をしま

す。10時35分まで休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

矢田松夫委員長 それでは休憩を解き、広聴特別委員会を再開します。先ほどまでは、文書による意見提出の取扱いまで決めましたが、その他聴取したモニター意見の取扱いについて、漏れがありますか。まだ議論しないといけんことがありましたら、皆さん方の御意見を頂きたいと思います。

吉永美子委員 委員会で決定しておくべきことが何点かあるかと思います。まず、意見交換会の報告書は、市民懇談会の様式を使うことを決定したと思います。それを極力早く、ホームページに掲載して、公開するためには、翌月中旬頃、委員会を開いて、意見交換会の報告書を完成させるべきだと思います。それが1点。これまでは、モニターの意見を全議員に配布していました。ほかの議員にも、モニターからこういった貴重な意見が出ているということは、お知らせすべきですので、これまでどおり全議員に配布することが必要だと思います。それと3点目、各委員会へ意見を出していただくように検討を、その時々でいろいろ常任委員会の三つのうち二つしか出ないとかいろいろありますが、各委員会へ意見の検討を依頼しないといけません。その日程をある程度を委員会にお知らせすべきだと思いますので、目安としては、定例会最終日1週間前までに、検討の依頼ということで、出していただくということが大事かと思います。欠席者もおられたりするわけですが、意見交換会で出た意見を次の意見交換会のときに、皆さんから意見を出やすくするために、全モニターに、事前に意見交換のときにこんな意見が出ましたよということ、全モニターに配布したほうがいいと思います。5点目は、先ほど言われたホームページに掲載ということで、これは委員長が言われたと思

います。

島津議会事務局次長 今の中で1点、モニター意見を全モニターに配布するということですか。それとも、終了1週間前に検討結果を全モニターに送付するということでしょうか。検討結果でよろしいですか。

吉永美子委員 検討結果だと思っています。出来上がったものを、次の意見交換のときに、より意見が出やすくするために、出席した人だけとかではなくて、出られない方もあつたりしますので、全モニターにこんな意見が出ましたよということが大事じゃないかと思います。ましてや何回かに分けたときには、全く分からないということもありますでしょうし、全モニターに配布ということで申し上げたつもりです。

矢田松夫委員長 吉永委員が言われたことについて、皆さん方の御意見を頂きますが、なければ、そのように決定していきたいと思います。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）決まったモニター意見の取扱いや意見交換の内容の積極的な公開ということは、さっき吉永委員と私も言ったとおりで、このように進めていっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）もう一つ、文書による意見が多い場合、どう対応していくのか。大体1時間半ぐらいを予定しておりますが、たくさんの意見が出た場合にその時間内に収まるかどうなのか。それでは文書による受付等について、皆さん方の御意見はありますか。いわゆる意見の取扱いです。

島津議会事務局次長 文書による意見提出の取扱いについてということで、随時受け付けて、それから本会議最終日までに提出されたものを意見交換会に提出すること。それから欠席の場合は、内容によってモニター意見として取扱うが、委員会で協議するというようなことが決まりました。これまで、モニター意見が文書で提出されたときに、例えば全議員に配布するのとか、委員に連絡するのとか、そういったところは、どのようにしたらいいでしょうか。

吉永美子委員 これまでも全議員にモニターから意見が出ましたよと配布して
いましたよね。ですので、文書についても、委員会で協議していく。そ
して、決定すれば、全議員に文書についての意見もお知らせしたほうが
いいと思います。これは決定したとっていました。提出されたときには
委員にメールして、その後、事前に内容について協議して、委員会と
してどうするかということを決めた分については、全議員に文書で出
たモニター意見もお知らせしたほうがいいという意味で言いました。

島津議会事務局次長 ということは、文書で出た意見を取りあえず委員にメー
ルして、意見交換会等が終わった後に、それが報告書に載った形で全議
員に配布するということでよろしいでしょうか。

中島好人委員 当然出た文書については、広聴特別委員会にまず諮って、取扱
いについて決定されて、きちんと方向が出されれば、全議員に報告する
ということです。

矢田松夫委員長 モニターから出された文書による意見については、提出する
度に、事前に委員にメールをする対応をしていくということです。ほか
にないですか。

岡山明副委員長 最終的には、議長に提出した意見交換会の報告書は、全議員
に配布するということですか。

矢田松夫委員長 最終的にはそうだけど、今はその途中の出された意見につい
て、あらあらの状態の意見についてはどうするかというのは、出される
度に事前に広聴特別委員会の皆さん方にメールで送る。皆さん方の意見
ですよ、大事な意見です。ほかにはないですか。

長谷川知司委員 文書による意見提出というのは、やむを得ない形で出される

ことは認めるんですが、あまりにもボリュームがある場合は、意見交換会で、そのことだけで終わってしまって、ほかの人の意見が出ないというおそれもあります。その部分のどれを取り上げるかというのは、ある程度こちらの委員会に任せていただかないと、ほかのモニターの意見が聞けないという状態があってはいけないと思いますので、そこは出される方には御理解いただいたほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 時間が足りるのかということもあります。

吉永美子委員 当然それもあるんですけど、要は、全議員に文書による意見についてのお知らせは、時期なんですけど、委員会で協議して、これは、意見交換会でモニターが出たときに出すということになりますよね。そうすると、モニターが来なかったら浮いた状態になって、議員にも行かないので、文書による意見は、意見交換会終了後のまとめたのではなくて——違いますか。モニターから出たのを、委員会で協議して、次の意見交換会で、そのモニターからこんなことが出ましたよと、そのモニターが出席されたときに出すんだけど、出席がかなわなかった場合は、宙に浮いた状態で議員にもいかないということになるので、議員には、委員会で取り上げる決定をしたら、全議員にはメールで送っていいんじゃないでしょうか。確認です。

矢田松夫委員長 基本的に出された意見は、全部行きますよね、皆さんところに。

吉永美子委員 先ほど次長からあった「ほかの議員には」と言われた分についての私の発言なんですけど、要は、その方が意見交換会に来られたら、文書のこともこうやって出たんだと分かるけど、来られなかったとき浮いている状態になりますよね。

矢田松夫委員長 その辺がちょっとよう分からん。

吉永美子委員 文書の意見が、意見交換会では出てこないじゃないですか、参加されていないから。

矢田松夫委員長 事前には出ているよね。

吉永美子委員 私たちは知っているけど、ほかの議員にも、この中で協議して決定した内容については、送っていいんじゃないでしょうかという意見です。

矢田松夫委員長 そうですね。欠席するかせんか分からんけれど、出された意見については、全議員にも送るべきじゃないかと。

吉永美子委員 次長は、その確認をされたと私は思っていたのですが、違いますか。

島津議会事務局次長 はい、そのとおりです。モニター意見の報告書によって、モニター意見、検討すべき意見というのが決まるので、それを全議員に配布するというのに合わせて、文章による提出があったモニター意見について、欠席の場合は、内容によっては、委員会で協議して、モニター意見として取り扱うと決められたら、同じように議員の皆さんに配布します。ただ、その配布の仕方として、検討すべき意見として報告書の中に盛り込むのか、それとも別の紙でそのまま送付するのか。どちらのほうよろしいでしょうか。

矢田松夫委員長 事前に委員会の中で出された意見については、議論していくわけだから、モニターの皆さん方に送ったり、全議員に送ったりするのは、事前に整理しているから、それを送ったらいいんじゃないかと思うんです。

岡山明副委員長 今の話を聞くと、モニターの方は、文書に関する書類は、全然分かりますよね。モニターが知らん状況の中で、広聴特別委員会は知っている、ほかの議員も知っているというのは、おかしい状況じゃないかと思うんです。その時点で議員に配布するというのは、モニターの方を無視しているでしょう。

島津議会事務局次長 一応ホームページには掲載しますが、モニターにもこんな意見でしたということで、より丁寧に全モニターに配布する、若しくは出席されたモニターに配布するというのであれば、別段送付いたしますので、そこは委員会で決定していただけたらと思います。

岡山明副委員長 その時点で、次の意見交換会の前で、文書で出された意見というのは、ホームページの中に掲載されるということが前提ですよ。意見交換会の内容をホームページに最終的に出しますよね。どう見ても、次に欠席とかになっていたら出てこんですよ。欠席した人の意見は、出していない、出された意見を広聴だけで話し合うという話が出てくるでしょう、モニターは関係なしに。そういう文書が出た場合、モニターとしてはちょっとと思うんだけど、それはどうなんですかね。

島津議会事務局次長 内容が理解できなかったので何ともお答えのしようがないですけど、どういうことですか。

矢田松夫委員長 今、考えていた。11時まで、暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

矢田松夫委員長 休憩を閉じ、広聴特別委員会を再開します。初めてのスター

トですので、いろいろ議論が錯そうしておりますけれど、一つは、先ほどの意見の中では、文書による意見提出の取扱いについてです。何かありましたら。基本的な意見の取扱いについては、もう何回も言いますように随時受け付けると。直近の意見交換会で、意見を出されたモニターが出席する意見交換会に提出していただくと。それから、文書による意見については、提出される度に委員にメールで送ると。議員については、聴取してまとめたものを送るということです。文書の意見が多い場合、事前に広聴特別委員会で整理していく。

吉永美子委員 先ほど申し上げましたが、随時受付はするけれども、意見交換会の前日は対応が難しくなるので、本会議最終日までとしたほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 先ほどの吉永委員の意見である本会議の最終日までを受付とすると決めていきたいと思います。ほかに、文書による意見提出の取扱い、受付方法について、皆さん方の御意見はありますか。

吉永美子委員 もう1回確認です。広聴特別委員会以外の議員に対しては、文書による意見に対して、広聴特別委員会の中で事前に協議して、対応を決めたものについて、議員に送ることはしなくていいということで決定でしょうか。決めてください。

矢田松夫委員長 これについて何か皆さん方に意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議員については、聴取してまとめた報告書の前の検討結果——違いましたか。出された意見を全部議員に送るのではなくて、広聴特別委員会で検討した内容について送ると。最終的な報告書じゃなくて、検討した結果を送ると。

吉永美子委員 要は、意見交換会をする前に、文書で来た分について対応を協議するわけですね。だから、そのとき議員に送っていいんじゃないで

すか。協議したことについて、対応を決めたことについては、ほかの議員にも情報共有すべきじゃないでしょうかと申し上げているので、決定してください。

矢田松夫委員長 それでは、この広聴特別委員会の中で対応した検討結果を全議員に報告するというのでいいですか。

長谷川知司委員 協議した結果を全議員に送るとするのは、協議して、どういう内容を送るか、ちょっと分からないです。

吉永美子委員 私としては、議会の活動及び運営に対する意見であるということ、を委員会の中で決定したものについては、意見交換会よりも前に、情報共有のために、ほかの議員に送ってもいいんじゃないでしょうかと申し上げている。

矢田松夫委員長 それは正論と思います。

松尾数則委員 検討するためには当然一緒に元がないと検討にならないんじゃないか。何を検討したかというのを送るんじゃないか。そういう内容じゃないんですか。

吉永美子委員 あくまでも単純な話であって、文書で出てきたものが、モニターの活動じゃないものについては違うでしょうとなるじゃないですか。モニターの活動である議会の活動及び運営に関しての御意見ですと決定されれば、ほかの議員にも情報共有をしていいんじゃないでしょうかと申し上げているんです。

松尾数則委員 モニターじゃない意見というのがちょっと実感として湧かなかったもので、例えばどういうことなのかと思って。

吉永美子委員 モニターの職務にありますよね。職務の中で、議会の活動と運営に関する御意見であって、これは、モニターの意見として取り上げるべきだということで、中身の検討じゃなくて、モニターとしての御意見であると認定されたら、例えば、極端な話、全く議会と関係なく、市長がこう言っているけどとか、そういうことは違うじゃないですか。そこをちゃんとここで判断できるものであれば、ほかの議員にも情報共有して、こういうことをモニターから議会の活動と運営に関して頂いて頂いて、こういうことを情報共有してもよろしくないでしょうかと申し上げております。

矢田松夫委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということでありまして、ほかに皆さん方でモニター制度に関して、この委員会で決定しなくていけないものがありましたら。

吉永美子委員 文書によるモニターの活動及び運営に関する御意見であるということをごここで決定したら、事前に議員には配付するという決定でよろしいですか。

矢田松夫委員長 皆さんいいですか。もう1回言いましょうか。何回も言いますけれど。

島津議会事務局次長 決定するというごことは、本会議最終日に毎回、広聴特別委員会を開いて、文書で出したものについて判断するというごことになり、全議員に、その日に配布すべきものは配布するというごことでよろしいですか。

矢田松夫委員長 日程的にはそうなります。ほかにないですか。モニター制度に関して、皆さん方の御意見はないですか。

島津議会事務局次長 今日決定しましたモニター意見の取扱いや制度の詳細に

については、モニターに通知して、今度の意見交換会の案内とともに送付するという事によろしいでしょうか。

矢田松夫委員長　そういうことで決定します。なお、今日皆さん方に議論していただいた内容、制度設計については、前回の9月9日に出した市民懇談会報告書の中に漏れていたものを改めて今日議論していただいて、追加したということを決めていきたい。それについては、先ほど島津次長が言われましたように、全モニターの皆さん方にもお知らせすることにしていきたいと思いますが、いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは1のモニター制度については、終わりたいと思います。次に、9月29、30日に実施されます意見交換会の詳細について、担当の吉永委員から報告し、決定していきたいと思います。

吉永美子委員　案を作らせていただきました。実施日は9月29日及び30日、木曜日と金曜日です。時間としては、14時及び18時より1時間30分程度、ここには載せておりませんが、3回ということですので、30日の18時はありません。実施場所は、第2委員会室。形式としては非公開ですが、ただし、会議報告書を公開するということです。出席者は、市議会モニター15名中10名、広聴特別委員会委員7名、それと事務局の職員の方、全員が3回に分けて参加する。目的としては、市議会モニターに改めて職務を説明し、市議会の活動及び運営について意見交換を行う。概要ですが、進行役は、岡山副委員長。座席としては、対面式で、準備品として、アクリルのネームプレート、森響水、ICレコーダー、記録用カメラ、プロジェクター一式とさせていただいています。中身の主題としては、主催者挨拶で、矢田委員長から挨拶していただきます。そして次に出席者の紹介、これを岡山副委員長から紹介していただきます。3点目、プロジェクターによる職務の説明ということで、これは担当委員が行います。プロジェクターには、この度、写真を入れて、よりモニターに分かりやすいように、特に新しい方は、市議会の議会報告会等も参加できていなかったりとか、いろいろあるわけですから、報

告会の状況とか、フェイスブックとか、ホームページとか、写真を目で見ていただく、分かりやすいように工夫していただきました。事務局にお願いして写真を貼り付けていただいています。そして、4点目、これが一番ポイントです。意見交換ということで、進行役の副委員長には大変御面倒をお掛けいたします、御苦勞をお掛けいたしますが、活発な意見交換ができますように、みんなで汗をかいて、工夫していけたらいいと思っています。5番目が閉会挨拶ということで、矢田委員長から挨拶していただくという流れを作らせていただきました。

矢田松夫委員長 詳しく丁寧に担当の吉永委員から報告しましたが、皆さん方の御意見はないですか。

長谷川知司委員 意見交換のときの回答なんですが、普通は責任ある回答であれば、委員長がされるんですけど、そうじゃなくて、各議員がするかどうか、そこをちょっと確認しておきたいんです。

矢田松夫委員長 基本的に今まで話した中では、答えられないものについては持ち帰ると決めていました。その場で即答できるものは、委員長が答えるというふうにしておきたいと思います。

吉永美子委員 ちなみに9月29日の14時は、モニターが3名御出席いただき、団体からの推薦が1名、公募が2名です。同じ日の18時は、公募によるモニターが3名です。30日の14時は、4名の御参加で、そのうち2名が団体推薦の方です。残る2名が公募の方となっております。

矢田松夫委員長 集合時間は1時間前ぐらいでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議会報告会についてです。

岡山明副委員長 チラシは、皆さんに配っていると思います。9月議会報告会も引き続き動画をユーチューブで配信ということで、そういうチラシを

配っております。この度は、新型コロナウイルス感染症第7波の影響で、報告会は中止という状況になりましたので、9月の議会報告ということになります。そのチラシを作っておりますので、よろしくお願ひします。

長谷川知司委員 これは白黒ですので、色を付けた場合、文字が見えやすいかどうかがあります。そこは事務局でカラーにしたときにどうなるか、委員長と協議して、色は変えられたほうが良いと思います。

矢田松夫委員長 色はメールで送ってきた原色がそのままあります。それもちょっと薄いんじゃないかね。

長谷川知司委員 文字が白抜きなんで見えにくいんです。

矢田松夫委員長 少し工夫すると見えるようになるということですね。分かりました。それから動画の配信及び議会報告会の中止についてのポスターは、皆さん方の御意見がなければ、このようにしていきたいと思います。次の議会報告動画の委員会での締切りについては、私の案を言いますので、日にちが決まりましたらお願いします。動画報告の各委員会の締切りは、10月11日火曜日です。それから、先ほどモニター制度の中で、意見交換会についての報告書が決まりましたが、これも同じく10月11日でお願いしたいと思います。それらを含めて広聴特別委員会の中で更に整理をしていきます。広聴特別委員会を10月12日水曜日の10時からと提案しますが、皆さん方、この日程でよろしいかどうか、御意見を頂きます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、日程、チラシ、意見交換会の内容については、決定していきたいと思ひます。ほかにその他はありますか。

吉永美子委員 公開については、14日の金曜日を目指すということにしてはどうでしょうか。

矢田松夫委員長 動画配信については、10月14日に決めていきたいと思
います。それぞれ委員会での努力もありますし、27日の最終日に私から
お願いすることもあります。できるだけ全議員が一つになってやってい
きたい、委員会も一つになってやっていきたいと思います。それでは1
0月14日に動画配信を行っていきたいと思います。ほかにありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり) それでは付議事項のその他はございませんか。

高松秀樹議長 お疲れ様です。確認なんです、市議会モニターの意見交換会
は非公式ということで一般傍聴も駄目だということなんです、議員傍
聴は、どういうふうにされますか。

矢田松夫委員長 議員傍聴は、決めていなかったです。皆さん方の御意見を頂
きます。

吉永美子委員 以前広報特別委員会から議会だよりについて、意見をお聞きし
たいということもありました。もしかしたら議会だよりのことも出るか
もしれませんので、傍聴されることについては可とすべきだと思います。

矢田松夫委員長 ほかに、駄目だという方。

松尾数則委員 議員の傍聴を断る理由があるのかなと思って。

高松秀樹議長 わざわざ言ったのは、市民が来られると思うんですよね。議員
がたくさんいらっしゃることで、発言を抑制されるのは、安易に考えら
れることだと思うんですよ。そういったのが本当にふさわしいのかどう
なのかというところで、議員傍聴を検討していただきたいと思います。

矢田松夫委員長 以前の議会報告会ときは、参加者が少ないのに議員がざっ
と取り囲むようなことは、いけないということもありました。

吉永美子委員 あくまでも傍聴なので、後ろのほうに引いていただくということで、議論する場にはいないという認識です。ただし、モニターには、議員については、傍聴があるかもしれませんと送っておいたほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 基本的に傍聴は可とする。モニターには支障がない程度ということで、議長はそれでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにその他の項でありますか。ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、以上で広聴特別委員会を閉じさせていただきます。御苦労さんでした。

午前 11 時 20 分 散会

令和 4 年（2022 年）9 月 22 日

広聴特別委員長 矢 田 松 夫